

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

香川県知事 殿



令和5年 6月 日

提出者

住 所 香川県三豊市豊中町上高野4148

氏 名 新タック化成 株式会社

(代表取締役 小川佳也 代理人 工場長 山本泰樹)

電話番号 0875-62-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新タック化成株式会社 豊中工場
事業場の所在地	香川県三豊市豊中町上高野4148
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	売上金額 75億円
③従業員数	201名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	図2-1、図2-2、図3 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
総括責任者 (トップマネジメント) : 工場長
↓
廃棄物担当者 (環境管理責任者) : 1名 → 安全・環境管理室担当者 : 1名
↓
環境推進委員会 : 豊中工場委員37名
(実施・計画立案)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	排出量	1257.52 t	1.98 t
	(これまでに実施した取組) ISO14001の活動の中で、工場全体での廃棄物削減目標を掲げ、各部・各課において目標達成に向けた取り組みを行い、毎月の環境推進委員会で確認及び今後の展開について議論している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	排出量	1244.94 t	1.96 t
	(今後実施する予定の取組) 各部・各課より排出される廃棄物量を計測し、生産状況等との比較、分析を行っていく。分析及び今後の展開については、毎月記録して確認する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ・廃油・木くず等すべての産業廃棄物はそれぞれに分別保管し、管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) メーカーと連携し、紙くずを古紙としての有価物化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	全処理委託量	1257.52 t	1.98 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1180.13 t	1.98 t
	再生利用業者への処理委託量	1257.52 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ISO14001の活動の中で、業者委託廃棄物比率の削減目標を豊中工場全体で設定し、部署ごとに目標達成に向けた取り組みの成果を毎月の環境推進委員会で報告、議論を行い、従業員の廃棄物削減の意識を高めている。		

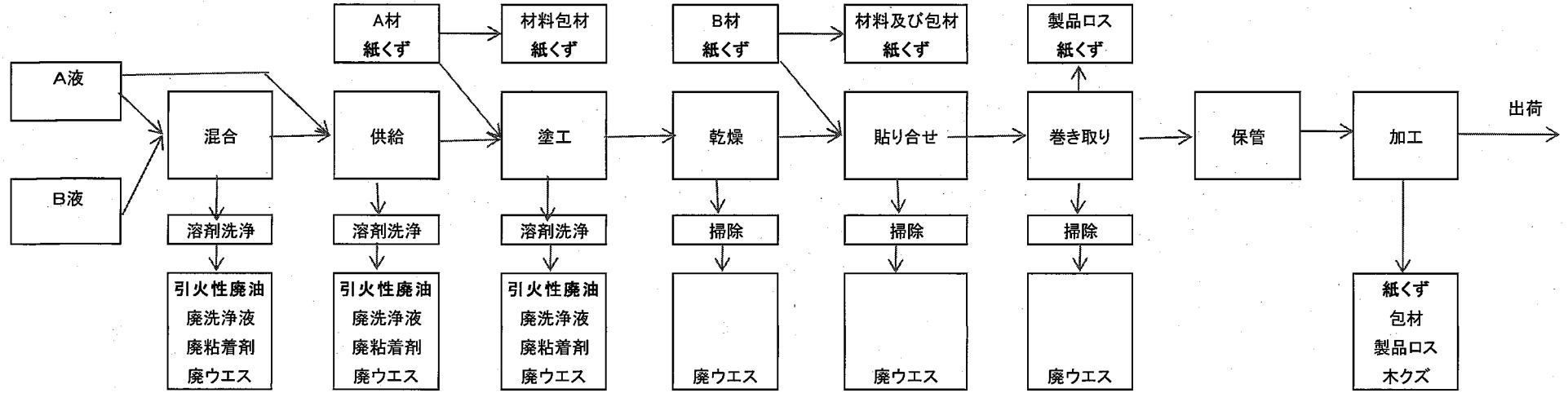
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず、廃プラ、木くず、廃油	混合廃棄物、汚泥
	全処理委託量	1244.94 t	1.96 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1168.32 t	1.96 t
	再生利用業者への処理委託量	1244.94 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>各部署で具体的廃棄物削減目標を立て、毎月の環境推進委員会時において結果報告をしてもらい従業員全員で廃棄物削減への意識向上に努める。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(原紙事業本部 塗工工程)

溶剤粘着塗工工程



水系粘着塗工工程

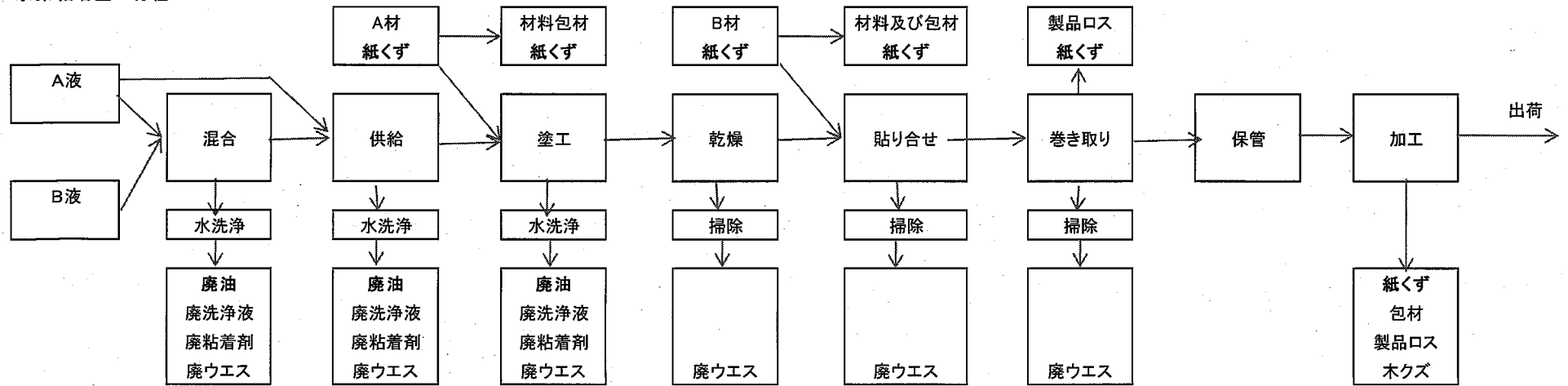


図2-1

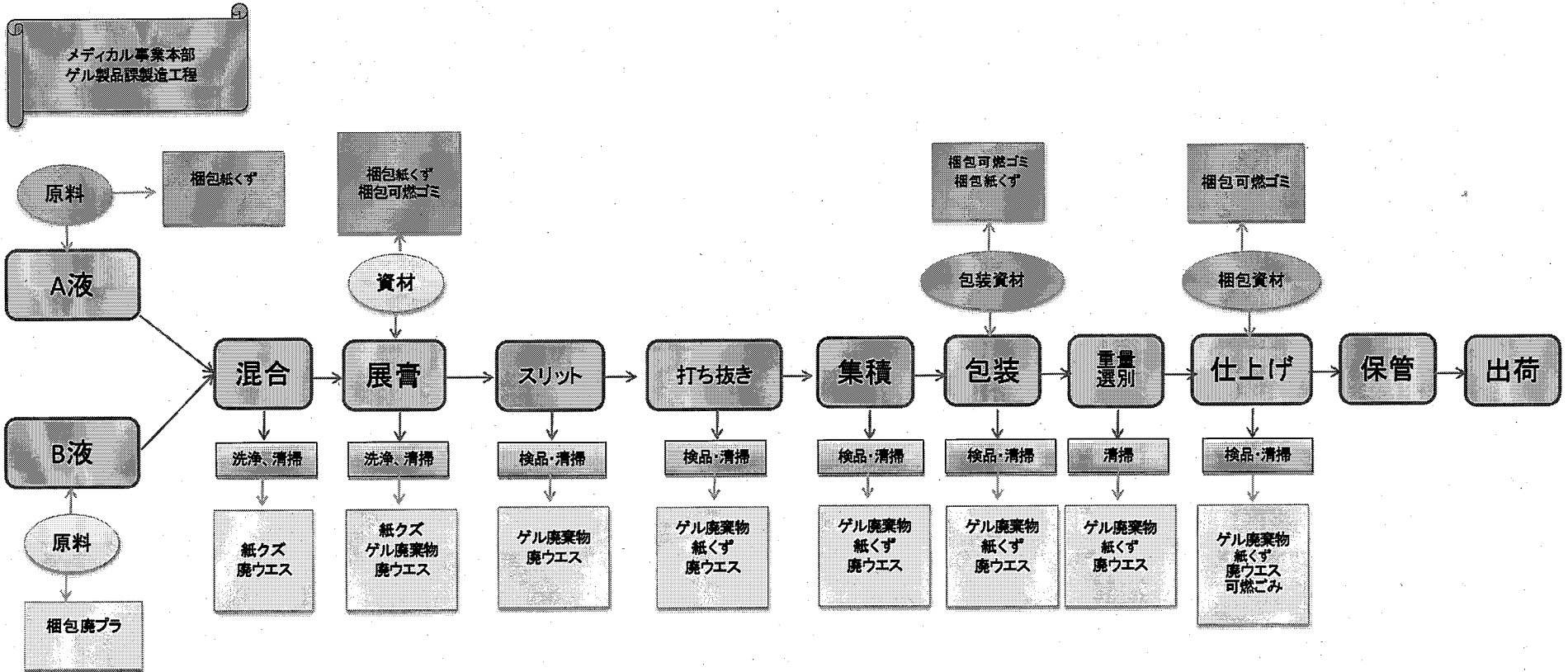


図2-2

発生源 廃棄物 処理・処分

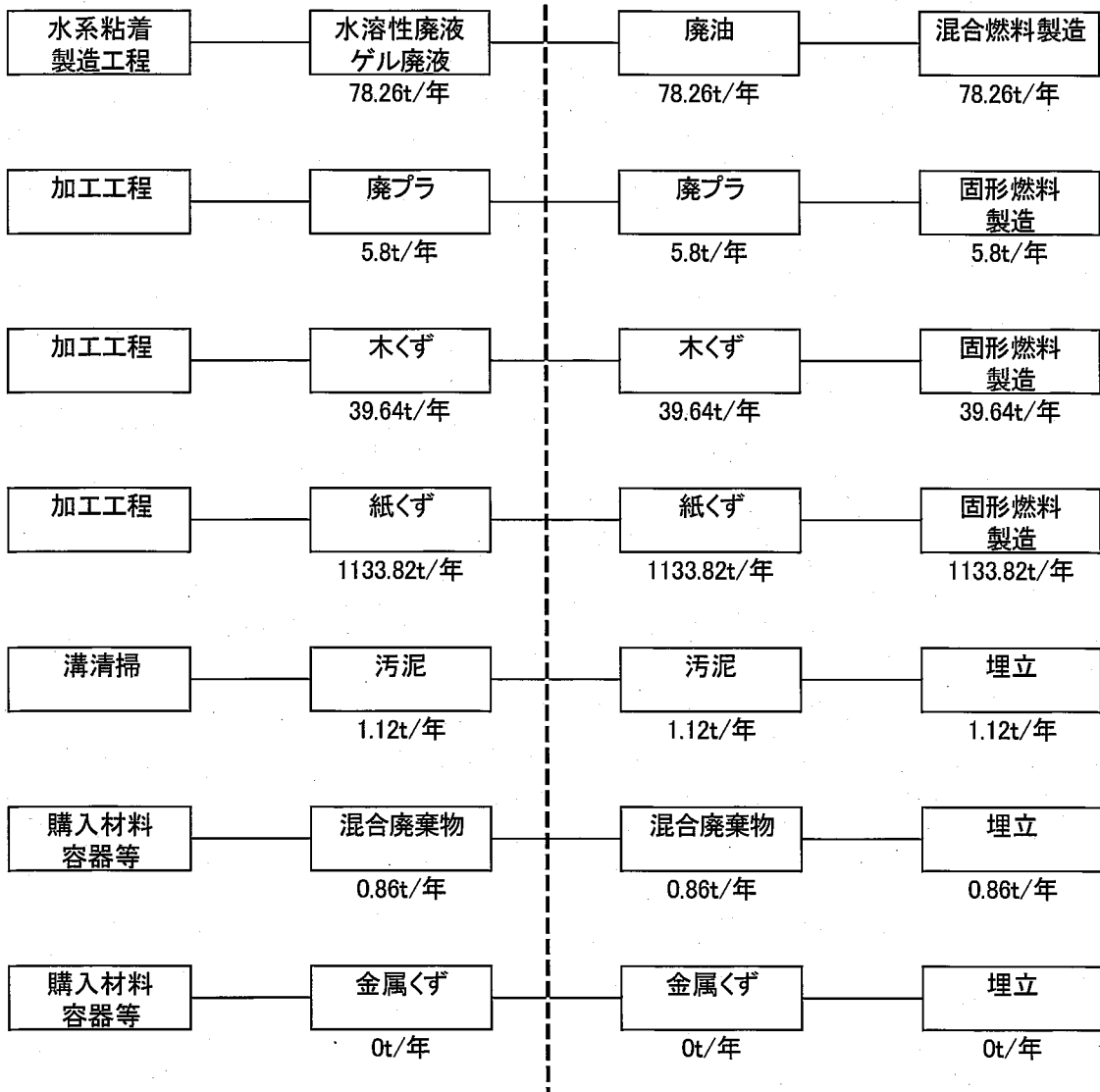
廃棄物処理の流れ

委託廃棄物部分の範囲

特別管理産業廃棄物



産業廃棄物



廃棄物処理フロー図(現状)